

教育上の機会を全勤勞大衆の前に開放し、其の産業的
技術水準の向上を圖り社會人、産業人としての人格完
成に努むるは、極めて緊要なることである。茲に於て
例へば、年少徒弟のために實業補習教育の義務制を確
立し、其の他一般産業人のためには夜間學校系統の完
備を圖り、或は失業者に對して適當なる再教育の組織
を設くるか如き夫に必要なる施設をあらう。而して、之
等の施設は、勞働時間の制限、餘暇利用、少年勞働者
保護等々の問題と必然關聯を有するを以て、此の際必
要なる社會立法に就て充分考慮すべきである。更に
又學校以外の各種社會的機關によつて行はる、實業教
育施設を奨励し、之が整備充實を組織化に萬全を期す
ると共に、之等社會的機關と學校との聯絡協力を出來

得る限り緊密にすることと努むなければならぬ。

尚實業教育の機能を負擔し、若人は之に關係を有す
る機關は頗る多く、從て實業教育の全般に亘る改善振
興は、到底一省一局一機關の力を以て能くなし得る所
ではない。斯教育の衝に當る文政當局は、宜しく時代
の趨向に鑑み、社會の要求を察知して各關係官省、民
間公共團體、産業經濟團體、學校團體、研究機關等と
の協力提携によつて、學校並に社會の両面に亘る實業
教育の全系統を確立し、官民擧げて之が振興に最善の
努力を傾注すべきである。

(以下工業教育及び農業教育に関する意見省略)

工業教育に関する建議書